

2006
4.1

広報

はむら



CONTENTS

4月9日(日)午前11時ごろ
(予定)から羽村堰下で神輿
の川入れが行われます。
ぜひ、ご覧ください。

4月から介護保険制度が改正されました	1
平成18年度 予算	3

■お知らせ	7	■テレビはむら	22
■平成17年度羽村市教育委員会表彰	17	■健康ガイド	23
■市の仕事についてお知らせします	19	■4月の相談日ほか	24
■子どものページ	21		

4月から介護保険制度が改正されました

介護保険制度は、羽村市が保険者として運営し、40歳以上のすべての市民の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部（原則として1割負担）を負担することで、サービスを利用できる「支えあいの制度」です。

この制度は平成12年に開始されましたが、6年間の運営状況をふまえ、今後の高齢者人口の増加などに対応するため、大幅な改正が行われました。

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、上手に介護保険を利用してください。

「介護予防」を重視したサービスが始まりました

<制度改正のポイント>

1 介護予防のサービスが始まりました

できる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、介護予防のための運動器の機能向上などのサービスを導入します。

2 地域密着型サービスを新設しました

高齢者が住み慣れた地域で、状態に応じて継続的に利用できるようなサービスを導入しました。

3 介護保険料が改定されました

介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。平成18年度から平成20年度（第3期）の介護費用の見込み額から試算して基準月額を4,000円としました。保険料は、サービスを利用する方の増加に連動して上昇するシステムです。ご理解をお願いします。

※保険料基準月額や保険料段階などについては、広報はむら4月1日号と一緒に配布するパンフレットをご覧ください。

4 介護サービス事業者の公表義務等を強化しました

サービスの質の向上を図るためのしくみとして、介護保険事業者に介護サービス情報の公表が義務付けられ、事業者の指定が6年間の更新制に変わりました。

また、ケアマネジャーの資格を5年間の更新制にし、定期的な研修が義務付けられました。

介護保険制度の改正に関する説明会を開催します

介護保険制度の改正の内容を知っていただくため、市内8会場で説明会を行います。直接会場へお越しください。

また、町内会・自治会などで説明会の開催を希望する場合には、個別に説明会を行います（会場は各自で用意してください）。

※説明会当日は、広報はむら4月1日号と一緒に配布したパンフレット「みんなのあんしん介護保険」をご持参ください。

期日	時間	会場
4月17日(月)	午後1時～3時	小作西会館
	午後3時30分～5時30分	小作本町会館
4月18日(火)	午後1時～3時	東会館
	午後3時30分～5時30分	川崎会館
4月19日(水)	午後1時～3時	神明台会館
	午後3時30分～5時30分	三矢会館
4月20日(木)	午後1時～3時	加美会館
4月21日(金)	午後1時～3時	コミュニティセンター

サービスは、大きく分けて3つ

心身に多少不安がある方には



要支援1・2の方には



要介護1～5の方には



■地域支援事業■

地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

要支援・要介護ではないが心身に不安のある方を対象に運動器の機能向上などの事業を行います。

■主な事業■

●転倒骨折予防教室

下肢の筋力を鍛え、バランス能力を養う体操を行います。

●運動器の機能向上

(筋力向上トレーニング)

下肢筋力などを鍛えられるよう、高齢者用に開発されたトレーニングマシンでの運動や体操を行います。

●栄養改善事業

低栄養や病気を予防するための食事内容や調理方法などの相談、指導を行います。

●閉じこもり予防教室

閉じこもりがちの方が外出や社会参加できる場を設定し、レクリエーション、軽運動などを行います。

●訪問介護予防事業

閉じこもりがちの方やうつ傾向の方に対して生活機能の低下を予防できるよう、訪問により相談、指導を行います。

■介護予防サービス■

原則として、地域包括支援センターが介護予防プランを作成します。

介護保険の新しいサービスです。今までとサービスの種類は同じですが、「本人ができることはできる限り本人が行う」ことを基本として、自立した生活を継続できるように、介護が必要な状態にならないためにサービス内容を見直しました。

■主なサービス■

●介護予防通所介護

(介護予防デイサービス)

デイサービスセンターなどに通って、運動することで筋力の向上、アドバイスを受けて栄養改善を図り、生活機能を向上させます。

※通所系サービスのなかに追加される選択メニュー

・運動器の機能向上・栄養改善

・口腔機能向上

●介護予防訪問介護

(介護予防ホームヘルプサービス)

自宅での生活の中でヘルパーの助けを借りながら、本人ができることは本人が行います。

●介護予防福祉用具貸与など

自立を助けるための用具(歩行補助つえなど)を貸し出します。

■介護サービス■

居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプランを作成します。

従来の在宅や施設での介護サービスを利用します。

■主なサービス■

●訪問介護(ホームヘルプサービス)

●通所介護(デイサービス)

●訪問看護

●短期入所生活介護(ショートステイ)

●福祉用具貸与・販売

●住宅改修

●介護保険施設サービスなど

地域包括支援センターとは・・・

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行うところです。

市は、地域包括支援センターを市役所内に1か所設置します。

地域密着型サービスを新設します

市では、認知症の予防にも効果が期待でき、住み慣れた地域を離れずに利用できるよう、地域密着型サービスを行います。

利用者は、原則として市民に限定され、羽村市が事業者の指定や監督を行います。

※介護保険給付推計等の基となる「第3期羽村市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。計画内容は、市ホームページ・市政情報コーナー・高齢福祉介護課で閲覧できます。

羽村市の地域密着型サービスの種類

●認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中でケアを受けます。

※要支援1の方はご利用いただけません。

●認知症対応型通所介護

(認知症対応型デイサービス)

認知症の方が自宅から通い、小規模で家庭的な雰囲気の中でケアを受けます。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

平成18年度予算

「ひとに心 まちに風」いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら」を目指して

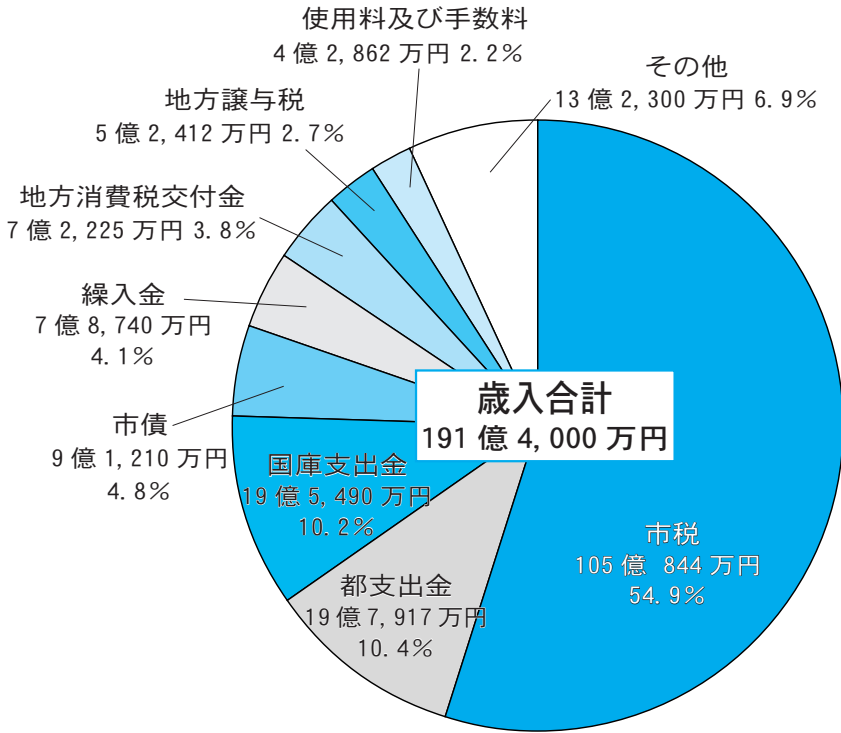
平成18年度は、「第四次羽村市長期総合計画」の前期基本計画の最終年度にあたるとともに、後期5か年の基本計画を策定する重要な年です。このため、前期基本計画で、重点的に取り組む施策として定めたり、デザイン・プロジェクトを中心に積極的に予算化し、市民福祉の向上に努めます。

一般会計予算では、福祉、健康、教育、生涯学習、環境、安全・安心対策など、市民生活に真に必要な施策や、市が将来に向けて発展していくために重要な都市基盤の整備など、ハード・ソフトの両面にわたる事業費を予算化しました。

一般会計の予算規模は、191億4000万円の前年度と比べて23億7500万円（11・0％）の減少となりました。これは、「生涯学習センターゆとろぎ」が完成し、建設経費が大幅に減少したためです。

歳入

歳入の基幹となる市税収入は、評価替えに伴い固定資産税、都市計画税が減少するものの、税制改正に伴う市民税個人分の増加や、一部企業の業績回復などによる市民税法人分の増加が見込まれ、前年度比較で0.3％の微増となっています。また、市債や基金の有効活用により財源確保を図ります。



歳出

「生涯学習センターゆとろぎ」のオープン、待機児童の解消に向けた施設整備など、第四次羽村市長期総合計画のリーディングプロジェクトの実現に向けて、市民サービスの向上と都市的基盤の整備などを図ります。

